総合福祉部会 第9回 H22. 11. 19 資料1

ぶかいさぎょうちーむ ほう りねん もくてき ぎじようし がつ にちぶん 部会作業チーム(法の理念・目的)議事要旨(10月26日分)

にちじ へいせい ねん がつ にち か 1. 日時: 平成22年10月26日(火)14:00~17:00

ばしょ こうせいろうどうしょうていそうとう かいこうどう 2. 場所:厚生労働省低層棟2階講堂

しゅっせきしゃ

3. 出席者

ふじいざちょう ふじおかいいん やまもといいん藤井座長、藤岡委員、山本委員

ぎだい

4. 議題

もくてききてい ぜんぶん ほう めいしょう ふじおかいいん あん さんこう・目 的規定、前文、法の名称について(藤岡委員の案を参考に)

- その他

ぎじがいよう

5. 議事概要

もくてききていとう いけんこうかん

- 目 的 規定 等についての意見 交 換
  - ぶかい で いけん じぶん いしき さくせい さぎょうちーむ だいいちじいけん これまでの部会で出た意見や自分の意識から作成し、作業 チームの第一次意見 ふ じょうぶん いめーじ さくせい

と位置づけたい。また、これを踏まえた条文のイメージを作成した。

しょうがいふくし こうてきせきにん きょうか かんてん そちせいど けいやくせいど ・障害福祉の公的責任を強化すべきとの観点から、措置制度から契約制度 いこう こうきょう ほしょう かんせつてき に移行したことにより、公共による保障が、間接的になったことによるもんだいせい いけん なか してき

問 題 性についても意見の中で指摘したい。

しょうがいしゃじりつしえんほう おうえきふたん か しょうがい じこせきにん かんが かた・ 障害者自立支援法が応益負担を課し、障害も自己責任という考え方の ほうりつ てん してき ひつよう 法 律である点を指摘しておく必要がある。

あたら ほう けんりほしょうほう

・新 しい 法 を権利 保 障 法 とすることは、こだわるべきである。

- せいど たにま せいど てん ぶかいぜんたい そうい おも・制度の谷間がない制度にすべきという 点は、部会全体としての総意と思われる。
- せいど たにま かん けいむしょ にゅうかん しょうがいしゃ ふく ・制度の谷間に関しては、刑務所や 入 管にいる障害者も含めるべき。 しょうがいしゃ ろうどう ほしょう しょうらいてき べつ ほうりつ せいてい ・ 障害者の労働の保障については、将来的には、別に法律を制定する
- ひつよう 必 要がある。

しょうがいしゃ かぎ すべ ひと だれ ほう てん ・誰のための法なのかという点については、障害者に限らず全ての人のためと考 えるべき。

- ほう もと しえん う けんり しょうがい かぎ しっぺい ひと たいしょう・法に基づく支援を受ける権利は、障害に限らず疾病の人も対象とすべきで きょうせいしせつ にゅうしょしゃ い ひつよう こくせき かかある。また、矯 正 施設の入 所 者も入れる必 要がある。さらに、国 籍に関わら ず 含 めるべきである。

なん しえん ひつよう ひと ひつよう しえん りねん たいせつ・何 らかの支援を必 要とする人に、必要な支援をするという理念が大切である。 せんたくし ほしょう かぎ じこけってい せいしんしょうがいしゃ しゃかいほしょう 選択肢の保障がない限り自己決定はない。精神障害者の社会保障に かん くに かぞく たよ ぶぶん おお 関 しては、国 が家族に 頼 る部分があまりに 大きい。

しんぽう けんぽう せいしん きてい とうしゅう かんよう しんぽう しえん・新 法においては、憲 法の精 神や規定を踏襲することが肝要。新法では支援 しんせいけん けんり ほしょう めいき ぎょうせい しんせいきょひこうい 申請権が権利として保障されることを明記し、行政による申請拒否行為を ばっそくか

違法なものとして罰則化すべき。

しんぽう きょういく しほう ぶんや えいきょう およ・新法は、教育や司法の分野にも影響を及ぼすものでなければならない。 しんたいしょうがいしゃふくしほう ちてきしょうがいしゃふくしほう せいしんほけんふくしほう なか身体障害者福祉法・知的障害者福祉法・精神保健福祉法(この中の ふくしぶんや ほう はいし ないよう しんぽう とうごう はったつ 福祉分野)の3法については廃止し、その内容は新法に統合すべき。発達 しょうがいしゃしえんほう どうよう かんが 障害者支援法も同様に考えるべきでは。

た こくみん どうとう きょうちょう ・「他の国 民と同 等」を強 調すべき。

いっかん か ざいせい りゆう せいやく えいきょう およ

・ - 貫して変わっていない、財 政 を理由とした制 約に影響を及ぼす法律でな

## ければ。

しえん ひつよう ばあい しえん

・支援が必要な場合にその支援がなされないのは差別とすべき。

さい たようせい

「個性」ではなく「差異と多様性」とすべき。

いりょう ふくし れんけい ようちゅうい せいしんしょうがいぶんや

・「医療と福祉の連携」は要注意。精神障害分野については、「連携」の な もと いりょう かさ い しんぱい 名の 元 に 医 療 の 傘 に入れられることが 心 配 。

げんこう せいねんこうけんせいど かなら しょうがいしゃ いしけいせい し

・現 行の成 年 後 見 制度は必ずしも障害者の意思形成に資しているとはいえな しんぽう せいてい あ かんれんぶんや てん みなお ひつようい。新法の制定と合わせて、関連分野としてこの点も見直しが必要。

ていぎ

## ■ 定義について

もくてき きほんてき りねん かんれん じょうこう かんが い ・「目 的」や「基本的な理念」関連の条項を考えて行くうえで基本的な用語に ていぎ ひつよう ろんぎ すす げんごいめ 一じ きょうゆう じゅうよう

ついての定義が必要。論議を進めていくうえで、言語イメージの共有が重要。 ぐたいてき じりつ ちいきせいかつ こうてきせきにん じゅきゅうけん せいきゅうけん

・具体的には、①自立、②地域生活、③公的責任、④受給権または請求権 いいんかん めいぶんか など。委員間でこれらを明文化する。

しんぽう しゅびはんい

■ 新法の守備範囲について

しんぽう しゅびはんい かん いりょう かんけいとう ぐれーぞーん はっせい・新法の守備範囲に関して、医療との関係等、どうしてもグレーゾーンは発生 ぐれーぞーん はっせい

してくる。

ほか ぶんや ちょうせい あらわ 他の分野との調整をどのように表していくかが難しい。

ほか いいん しんぽう しゅびはんい げんそくふくしさーびす げんてい

・他の委員から、新法の守備範囲を原則福祉サービスに限定すべきと指摘して せいしんしょうがいとうじしゃ してん けつろん さんせい げんこうほういるが、精神障害当事者の視点からは、この結論に賛成できる。現行法で せいしんしょうがい かかわ いりょう せいしんほけんふくしほう か精神障害に係る医療を精神保健福祉法に書いてある。

ねん せいしんほけんふくしほうかいせい けいい し ひつよう ねん・95年の精神保健福祉法改正の経緯を知っておく必要がある。93年に しょうがいしゃきほんほう せいてい う せいしんほけんふくしほう かいせい い障害者基本法が制定されたことを受けて精神保健福祉法を改正したと言 ちが せいしんいりょう こうひゆうせんげんそく やわれるが、それは 違 う。このとき、 精 神 医 療 における、公費 優 先 原 則 を止め みかえ いち せいしんほけんてちょう せいど い かたち せいしん たが、その見返りのような位置づけで 精 神 保健 手 帳 の制度を入れる 形 で「精 神 ほけんふくしほう かいせい

保健福祉法」へ改正。

じんけん かん けんりじょうゃく た もの びょうどう してん どくりつ・人 権に関しては、権利条 約にもある「他の者との平等」という視点を独立さ きさい た もの びょうどう しょうがいしゃけんりせて記載してもいいのではないか。「他の者との平等」については、障害者権利 じょうやくだい じょう きょじゅう ば せんたく じゆう かぎ条約第19条にあり、居住の場の選択の自由ととられがちだが、それに限らず ひろ かんが しんぽう せいかつぜんぱん あ かんが もっと 広 く 考 えて、 新 法 では、 生 活 全 般 に当てはめて 考 えるべきである。

せいかつほしょうてき ぶぶん ごうりてきはいりょ かんが かた も こ おも・生 活 保 障 的 な部分に合 理 的 配 慮 の 考 え 方 を持ち込むのはどうかという 思 い かど ふたん ばあい めんせきじょうこう こんきょ ざいせいてき がある。過度の負担がある場合に免責条項がある。これを根拠に、財政的な りゆう しえん せいやく ぎょうせい しゅちょう 理由から支援を制約するということを行政が主張できてしまうのではないか。

しえん せいきゅうけん こんきょ ごうりてきはいりょ も こ いな ぎろん・支援の請求権があるという根拠に合理的配慮を持ち込むか否かは議論が

ひつよう ぎむてきけいひ いちげんか 必要。義務的経費で一元化すべき。 ぜんぶん

## ■ 前 文について

ぜんぶん お ろんきょ

- ぜんぶん お ろんきょ ぜんぶん せいかく なに ・ 前 文 を置く 論 拠 はなにか。また、前 文 の 性 格 は 何 か。 ぜんぶん ひつよう いけん で
- ・前 文が必要ないという意見も出るかもしれない。しかし、これだけ大きな改革 りねん さいしょ かか ふかけつ かくじょうぶん こまぎをやっていく理念をまず 最 初 に 掲 げるのは不可欠である。 各 条 文 の 細 切れで かば いみ

は伝えきれず、それをカバーする意味も。

ぜんぶん せいかく なに もと こんきょ ほんそく かいしゃく あ・前 文の性格は、何かを求める根拠にはならないが、本則を解釈するに当 ししん

たっての指針にはなる。

れきしてき けいい し ひつよう

- ・歴史的な経緯を知らしめるために必要。
- ひつよう しょうがいしゃじりつ じだい う い ぜんぶん ・いつの時代でも受け入れられるような前 文にする必 要があり、障 害 者 自立 しえんほういけんそしょう げんこくだん べんごだん くに きほんごういとう 支援法違憲訴訟や原告団・弁護団と国の基本合意等にあまり触れるのは

どうかと思い、触れていない。

ぜんぶん あん のーまらいぜーしょん ことば で しょうがいしゃけんり・前 文の案に「ノーマライゼーション」という言葉が出てくるが、障害者権利 じょうやく で いみ

条 約には出てこない。そこにはそれなりの意味があった。

の一まらいぜーしょん ことば しんとう 「ノーマライゼーション」という言葉は浸透しており、受け入れ易いのでは。

いんくるーしぶ いちづ

・基本法において、「インクルーシブ」はどのように位置付けられるのか。 かなもじ つか かんじ ほうよう カナ文字で 使われるのだろうか。漢字にすると「包容」とか「包摂」となるが、 判りにくくなってしまう。

ぜんぶん いんくるーしぶ か せつめい うし つ おも・前 文 でもあり、「インクルーシブ」と書いてその 説 明 を 後 ろに付ければいいと 思 う。

ほうりつめいしょう

## ■ 法律名称について

ふじおかいいん あん しょうがいじしゃ しえん けんり そうごうてき ほしょう ・藤 岡 委員の 案 は「障 害 児 者 の支援を権利として 総 合 的に 保 障 する しゅだい わ しゅだい せいかつしえん 法 律」となっているが主 題が分かりにくい。主 題は生活支援のためなのだが、 せいかつしえん ことば せま いんしょう う しゃかいさんか ろうどうとう 「生 活 支援」という言葉だと 狭 い 印 象 を受ける。社 会 参加だと 労 働 等 も ふく ひろ かん 含 まれるので 広 すぎる 感 じもある。

じりつ ことば ほうりつめい つか ・「自立」という言葉を法律名に使うのは避けるべきである。また、「福祉」と ことば そうごうてき ことば ひつよう

いう言葉はあいまいである。「総合的」という言葉は必要か。

けんり ことば い

「権利」という言葉は入れるべきである。

そうごうてき ことば せいど たにま あき ひつよう・「総 合 的」という言葉は、制度の谷間をなくすことを明らかにするために必要 ひつよう おも と思う。

しょうがいしゃそうごうふくしほう せいり ひつよう

・障害者総合福祉法ではなぜだめなのかという整理が必要である。

ひ とうたつてん しょうがいしゃとう しゃかいせいかつしえん けんり・この日の到達点として、「障害者等の社会生活支援を権利として そうごうてき ほしょう ほうりつ けんとう ひつよう 総合的に保障する法律」。さらに検討の必要。

■ その他

がつ にち さぎょうちーむ いいん あつ

11月12日に作業チームの委員で集まって打ち合わせを行う。

ぜんぶん ていぎ ふじおかあん せいさ

前 文 と定義についての 藤 岡 案 をさらに精査。